

社会福祉法人長楽会指定短期入所生活介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人長楽会が開設する指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態等にある高齢者にたいして適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（基本方針）

第2条 利用者が要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（運営の方針）

第3条 事業の提供に当たっては、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、また、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

- 2 事業の提供に当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については短期入所生活計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行うものとする。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の人権を尊重し、常に利用者の立場にたって、懇切丁寧を旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 事業の提供に当たっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業者は、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 サンビレッジ宇治田原（特別養護老人ホーム サンビレッジ宇治田原内に置く）
所在地 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字砂川115番地の1

（事業の実施主体）

第5条 この事業の実施主体は、社会福祉法人長楽会とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

なお、特別養護老人ホームに併設された事業所で一体的に運営が行われるものであって、特別養護老人ホームに必要とされる数の職員に加えて短期入所生活介護職員を確保する。

(1) 管理者 1名 (常勤兼務)

施設の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名 (非常勤兼務、内科1名)

(3) 生活相談員 1名以上 (常勤兼務 (介護支援専門員兼務))

(4) 看護職員 4名以上 (常勤兼務1名以上 (同介護予防を兼務))

(5) 介護職員 18名以上 (常勤兼務18名以上 (同介護予防を兼務))

(6) 管理栄養士 1名 (常勤兼務)

(7) 機能訓練指導員 1名以上 (常勤兼務の看護師又は非常勤兼務の理学・作業療法士又は鍼灸師等)

利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 介助員 1名以上 (同介護予防を兼務)

施設の清掃等を行う。

(9) 調理員 委託

食事に必要な調理を行う。

(10) 事務員 2名 (常勤兼務)

必要な事務を行う。

(利用定員)

第7条 利用定員は、次のとおりとする。

利用定員は12人とする。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 年間を通じ休日を設けない。

営業時間 24時間体制とする。

ただし、要介護者の受入日及び受入時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 受入日 月曜日から日曜日までとする。

(2) 受入時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(介護の内容及び利用料その他の額等)

第9条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、提供をした場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割 (一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割もしくは3割) の

額及び滞在費、食費（別紙のとおり）とする。

- (1) 生活指導
- (2) 介護（食事、入浴、清拭、排泄等の介護）
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 相談及び援助
- (6) 送迎
- (7) その他のサービスの提供

2 法定代理サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に不合理な差異を設けてはならない。

3 第1項及び第2項の利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

- (1) 通常の実施地域を越えて行う送迎に要する費用 片道1回につき500円
- (2) 教養娯楽、レクリエーション行事の提供に伴う費用 実費
- (3) 理美容サービス 実費
- (4) その他指定短期入所生活介護の提供にあたって通常必要となる、日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

5 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込により、指定期日までに受ける。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、京都府綴喜郡宇治田原町の区域とする。

（衛生管理等）

第11条 利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。

また、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 予定した利用日に利用できない場合は事前に連絡すること。
- (2) 介護上特に問題のある場合は必ず連絡すること。
- (3) 持ち物にはすべて氏名を記入しておくこと。
- (4) 利用に当たっては、入所生活上の日課、ルールを守り介護職員等の指示に従わせなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第13条 短期入所生活介護職員等は短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第15条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、京都府国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、京都府国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置

を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備を行う。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束に関する事項）

第18条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の入所者、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。

（地域との連携）

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努める。

（業務継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第21条 施設は介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）

に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 随時

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この事業の会計は、他の会計と区分し、会計期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 6 施設は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長楽会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程の変更は平成14年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成15年6月25日より適用する。

この規程の変更は平成15年11月1日より適用する。

この規程の変更は平成17年10月1日より適用する。

この規程の変更は平成18年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成19年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成20年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成21年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成22年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成23年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成24年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成25年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成26年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成26年12月15日より適用する。

この規程の変更は平成27年4月1日より適用する。

この規程の変更は平成27年8月1日より適用する。

この規程の変更は平成31年4月1日より適用する。

この規程の変更は令和2年4月1日より適用する。

この規程の変更は令和3年8月1日より適用する。

この規程の変更は令和3年10月1日より適用する。

この規程の変更は令和4年4月1日より適用する。

この規程の変更は令和5年12月1日より適用する。

この規程の変更は令和7年4月1日より適用する。

別紙（第9条関係）

居住費

（単位：円／日）

	基準費用額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
従来型個室	1,231	320	420	820	820
多床室	915	0	370	370	370

食費

（単位：円／日）

基準費用額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1,600	300	600	1,000	1,300

※利用者負担の段階（負担限度額認定者）

第1段階・・・生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者

第2段階・・・世帯全員が市町村民税非課税で利用者本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下

第3段階①・・・世帯全員が市町村民税非課税で利用者本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円越120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下

第3段階②・・・世帯全員が市町村民税非課税で利用者本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円越かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下